

i 犬・猫を飼っている
飼い始めた時は

■令和6年度 狂犬病予防接種について

今年度の集合注射は、安全面、衛生面を考慮し中止になります。かかりつけの動物病院にて、通知ハガキまたは犬鑑札を持参の上、予防接種を受けて下さい。なお、宮古島市にお住まいで犬の登録がまだの方は、動物病院にて登録できますので、予防接種と一緒に登録をお願いします。

※犬の所有者は、飼犬へ狂犬病予防注射を毎年1回(4月～6月の期間)受けさせる義務があります。(狂犬病予防法第5条)



■令和6年度 犬・猫の去勢・避妊手術支援事業

■助成金額

(1頭)	去勢手術	避妊手術
犬	5,000円	10,000円
猫	2,500円	5,000円

※手術費用から助成金額を差し引いた額を病院に支払う。なお、病院によっては、手術金額が異なる場合があります。

■必要条件
犬の手術：犬の登録、令和6年度狂犬病予防注射の接種済み
猫の手術：マイナンバーカード及び離島住民割引カードのコピーまたは住民票(3ヶ月以内に発行されたもの・コピー可)
運転免許証は不可(市民であることの証明にならないため)



■動物病院
赤嶺獣医科医院(宮古島警察署隣り) ☎72-7976
麻布十番犬猫クリニック(県道城辺線) ☎79-8612
ちばな動物病院(バイパス通り) ☎73-8853
宮里動物病院(バイパス通り) ☎73-6130

問 環境保全課 ☎79-5283

【家電を正しくリサイクルしましょう】

家電リサイクル法対象製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)を処分するには、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

■買い換えの場合
買い換えるお店に依頼してください。

■処分する場合
その製品を購入したお店に依頼してください。電器店での処分は、購入した店舗以外でも依頼可能です。

または、郵便局でリサイクル料金を支払い、領収印の押されたリサイクル券を持参して宮古島市クリーンセンターへ自己搬入してください。

問 環境保全課 ☎79-5283

! 墓地建設について

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作
ることは違法です！

(市に相談・申請・許可が必要です。)
平成26年3月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されています。お墓を建てる際には、申請の60日前までに一度ご来庁いただき、事前に相談してください。(同条例施行規則第3条)
～墓地建設許可の大まかな流れ～
①市役所へ事前相談(申請の60日前まで)
②申請
お墓を建てたい場所の近隣住民や自治会への周知、説明、意見聴取(申請者が実施)を踏まえて申請。
③審査
市条例、内部規定に基づいて設置場所等が基準を満たすか否かの審査。
④審査結果
「許可」、「不許可」を判断します。申請内容によっては基準を満たさない場合、「不許可」になることもあります。
⑤墓地建設工事
許可をされた場合、墓地建設現場に「墓地建設の工期」、「計画者の氏名・住所」、「業者の氏名・住所」が記載された標識を設置する。
⑥工事完了
工事終了後は、完了届の提出。
※お墓の建設に関してはまず相談を！

問 環境保全課 ☎79-5283

! 不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下(法人は3億円以下)の罰則が科せられます。
※違法行為をやめましょう。
日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄をされない環境づくりをすることも大切です。
ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。
不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません(廃掃法第5条「清掃の保持」)による。不法投棄防止にご協力ください。

問 環境保全課 ☎79-5283

i 農業共済のお知らせ

リスクに備え、安心・安定の農業経営
のため農業経営収入保険
に加入しましょう。



収入保険は、自然災害、事故や病氣、市場変動等により減少した農業収入を補填する国の制度です。予測できないリスク等に備え、収入保険に加入しましょう。

■加入対象
青色申告を行っている農業者(個人・法人)

■対象収入
農業者が自ら生産した農産物の売り上げ(所得ではありません)

■責任期間
個人(1月～12月)、法人(事業年度の1年間)



宮古島市は沖縄県農業共済組合の農業共済保険加入者
に対し、農家負担金の一部を補助します

補助の内容は以下のとおり

- ・さとうきび共済
- ・園芸施設共済
- ・収入保険

自然災害に備えるためにも、農家の皆様はぜひ加入を宜しくお願います。



問 沖縄県農業共済組合宮古支所 ☎72-4724

i ハンセン病の相談窓口が
開設されました

このたび、宮古合同庁舎1階にハンセン病に関する相談窓口「ゆうな相談センター宮古」が開設されました。ハンセン病に関するお悩みありませんか？
例えば、
・現況届けを出したい
・役所などでの手続きがわからない
・病院に行きたいけど1人では行きにくい
・その他、生活(買物やそうじ)での困ったこと
ハンセン病回復者の皆様、家族の方、関係機関の皆様、身近な相談窓口としてどうぞご利用ください。(まずはお気軽にお電話ください。)



ゆうな相談センター
宮古開所案内



沖縄県ゆうな協会

問 ゆうな相談センター宮古
場所：沖縄県宮古合同庁舎1階
窓口対応日：毎週火・木曜日(午前9時から午後5時まで)
☎080-9853-4577(月～金可)

i 肉用牛農家対象
畜産課事業説明会について

肉用牛農家を対象とした、令和6年度畜産課事業説明会を開催します。本年度実施する事業について説明しますので、ご参加をお願いいたします。

■日時：令和6年4月12日(金) 14時～
■場所：宮古島市役所総合庁舎・2階大ホール
■問合せ：宮古島市畜産課 ☎79-7814
※説明会終了後より各事業の申請可能です。当日ご希望される方は必要書類を事前にご確認の上、印鑑、通帳をお持ちください。

問 畜産課 ☎79-7814

i 宮古島市畜産物出荷奨励
補助金について



・申請時に、「と畜証明書」を添えて提出
・初回申請時には「出荷計画書」を記入。

■対象者
牛、豚、山羊を、と畜する者(牛については宮古食肉センターの定める一般牛と子牛のみ)

■申請期間
毎月と畜した実績を翌月5日までに申請
※5日が土日祝祭日の場合はこれらの日の翌日期限とします。
※ただし、3月分については3月末日までの申請となります。
※必要書類：と畜した実績が記載されている「と畜証明書」

■受付場所
宮古島市役所農林水産部畜産課
(総合庁舎3階) ☎79-7814



■交付条件
① 宮古島市に住所を有する生産者であること
② 宮古島市で生産される畜産物であること
③ 宮古島市の公的義務(市税、負担金、使用料等の納付)の滞納がないこと

問 畜産課 ☎79-7814

i 家具などの再利用について

使える家具等に処理券を張って捨てていませんか。もったいないという品物がありましたら、粗大ゴミ処理券にリサイクルの「リ」の字をマジックで書いて粗大ゴミの日に出してください。ごみ収集車で回収しプラザ棟で検品後に展示し、譲渡されます。



問 ごみ減量、再利用と資源化を推進する
クリーンセンタープラザ棟 ☎79-7810